

2023年8月28日

各 位

会社名 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 CEO 兼グループCEO 小野 有理 (コード番号6699 東証プライム市場) 問合せ先 専務執行役員CFO 徳原 英真 (TEL 06-6302-8211)

(開示事項の経過) 外部調査委員会による調査報告書の受領と当社見解の件

当社は、2023年5月24日付で開示しました「剰余金の配当に関するお知らせ」の中でご報告しています剰余金の配当に係わる対応の不備等につき、外部の弁護士、公認会計士、社外の取締役監査等委員の第三者を交えた調査委員会(以下、「本調査委員会」)において、取締役会、執行役員会等の議事録、関連書類、財務諸表等の調査と代表取締役を含めた社内関係者へのヒアリングが実施され、2023年8月25日付で当社監査等委員会に調査報告書が提出されました。なお、2022年11月11日開催の取締役会で2022年9月30日基準日の中間配当を決議し実施しておりますが、2023年3月末時点で欠損が生じたことで、会社法第465条第1項に基づく取締役の欠損填補や損害賠償の責任問題も判明したことから、本調査委員会の調査対象としております。

本日開催の取締役会において、監査等委員会から本調査委員会の調査報告書を検討した結果について報告が行われましたので、下記のとおり当社見解を含めてお知らせいたします。

なお、本調査結果の公表につきましては、当初、2023年7月末を予定していたところ、再発防 止策の検証等に時間を費やす結果となり遅れました。

記

1. 本調査委員会

本件に関する事実関係の調査、発生原因の究明、関係者等の責任の検討及び再発防止策の提言を行うことを目的とし、本件に関する調査を依頼しました。委員は次のとおりです。

- ① 委員長 杉本 大樹 (杉本法律事務所 弁護士)
- ② 委員 福西 佑介(福西会計士・税理士事務所)
- ③ 委員 笠間 士郎 (当社取締役 (監査等委員))
- ※ 上記①、②の各委員は、当社グループとの間に特別の利害関係を有しておりません。また、 ③の委員は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 調査概要

- (1) 経緯、原因分析
 - ① 分配可能額の算定の過誤の件

(経緯)

2023年5月12日付「2023年3月期決算短信 [日本基準](連結)」の開示後に、当社顧問税理士の指摘で会社法第461条第2項に従って計算される分配可能額の算定に誤りがあり、2023年3月期末時点で分配可能額を超過していることが判明したことで利益剰余金からの配当が不可能となった。そのため、2022年度期末配当を予定通り実施するため、2023年5月24日開催の臨時取締役会で第5期定時株主総会の議案に「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」を追加した。また、資本準備金の額の減少の効力発生要件である債権者保護手続きが必要となることから、配当金支払いの効力発生日は、2023年6月23日開催の第5期定時株主総会での決議後から1ヶ月以上経過した8月2日となった。

(原因分析)

(法的評価)

今般の分配可能額算定をめぐる一連の不備の原因は、分配可能額算定及び検算プロセスの整備が不十分であったことに起因するものと考えられる。分配可能額の財源規制に法律上問題が生じないことが財務・経理担当者及び取締役の所与の前提となっており、財務・経理担当者は、法定の分配可能額算定のプロセスを逐次確認することなく不正確な算定結果を取締役会に報告し、同報告を受けた取締役会も、特段、検証をすることなく上記報告を正確なものとし、配当に向けた手続きを履践したことが本件一連の問題の根本的な原因である。加えて、財務に影響を及ぼしかねない子会社の特別損失にかかる財務・経理処理に担当者が集中していたこと等も間接的ではあるが、本件の一連の不備の発生に影響を与えたものと考えられる。

適法な剰余金の配当については、会社運営にあたっては基本的かつ重要な事項である。取締役は、正確な分配可能額の算定が可能となるようなプロセス策定への配慮及び報告を受けた分配可能額について、検証を行うべき義務を負うものと考えられる。このような観点に基づけば、本件の取締役に上記義務違反が認められないと断言することはできない。但し、分配可能額算定の過誤を認識したのちは対応策を検討していること、資本準備金の減額・剰余金の処分という対応策により、会社債権者・株主への実際の不利益は生じていないこと等を踏まえると、本件において上記各義務違反の責任については消極に解すべきである。なお、本件の不備発生後、決算業務の業務工程に「分配可能額の算定」の工程を明示し、「分配可能額の算定及び配当検討」、「剰余金の配当に関するチェックシート」を作成し、これに基づいた運用を行っており、本件の問題の原因が解消されるものと評価できる。

② 2023年3月期の中間配当の件

(経緯)

2022年11月11日の取締役会決議に基づき、同年12月5日を効力発生日として1株当たり12.5円、総額101,708,963円の中間配当を実施した(以下、「本中間配当」)。本中間配当は、同年9月末時点での財務状況から算出された分配可能額の範囲内で実施されたものであるが、2023年5月24日開催の取締役会において第5期に係る計算書類が承認され、2023年3月期末時点で欠損が生じたことが確定したことで、会社法第465条第1項の責任問題が生じた。

(原因分析)

2022年11月11日開催の取締役会時点では、2023年3月期末に欠損が生じることを予見できず中間配当を決議した。

(法的評価)

中間決算発表時点では通期の業績を黒字予想していたものが市況の変化等により最終的に 赤字となった経緯から、本件中間配当決議時点において、2023年3月期末に欠損が生じる ことを予見することはできなかったと解すべきであり、会社法第465条第1項本文ただし書の趣旨も踏まえると、取締役に同条の責任は生じないものと考える。

3. 当社見解

本調査委員会からの調査報告書を受領した当社監査等委員会より、当社取締役会において本調査委員会の調査報告の内容を踏まえ、以下の提言を含めた報告を行った。

- (1)分配可能額の算定に関する過誤の件では、資本準備金の減額・剰余金の処分という対応策により、会社債権者・株主への実際の不利益は生じていないこと等を踏まえると、取締役の善管注意義務・忠実義務違反は認められない。
- (2)分配可能額の算定に関する過誤は、経理、財務部門の業務プロセス上の問題であり、今後は、配当可能額の算定のためのチェックリストを作成して管理を徹底するための業務プロセスの見直しを行い実効的な業務遂行体制を整備の上、財務、経理担当への定期的な研修、教育等の実施を行うとともに、取締役会としても運用状況の監督を強化し再発防止を図る。
- (3) 本中間配当の件では、2023年3月期末に欠損の発生を予見することはできなかったことから、会社法第465条第1項に基づく欠損填補責任や損害賠償責任を負うべきものではない。
- (4)今後の中間配当では、通期業績計画及び中間業績結果並びに配当政策等を踏まえながら、より慎重かつ総合的観点から決定する。

当社としては、本調査委員会の調査結果を受けた監査等委員会において十分な検討がなされ、 上記提言を含めた報告に至ったものと考えています。

今後は、今回の監査等委員会からの提言を踏まえ再発防止策を講じ、このような事案が発生 しないようグループガバナンスの徹底、強化を図る所存です。

この度は、関係者の皆様に多大なご心配やご迷惑をお掛けしていることに対して重ねてお詫び申しあげます。

なお、今回の事態を受け、2023年6月度の報酬について代表取締役が7割、取締役(代表取締役を除く)が3割、一部の専務執行役員が5割の自主返納を行っております。

以上

(ご参考) 本件に係る年間配当実績(内訳)

基準日	2022年9月30日	2023年3月31日	合計
1株当たり配当金	12.5円	12.5円	25.0円
配当金総額	101, 708, 963 円	113, 665, 650円	215, 374, 613円
効 力 発 生 日	2022年12月5日	2023年8月2日	_
配当原資	利益剰余金	資本剰余金	